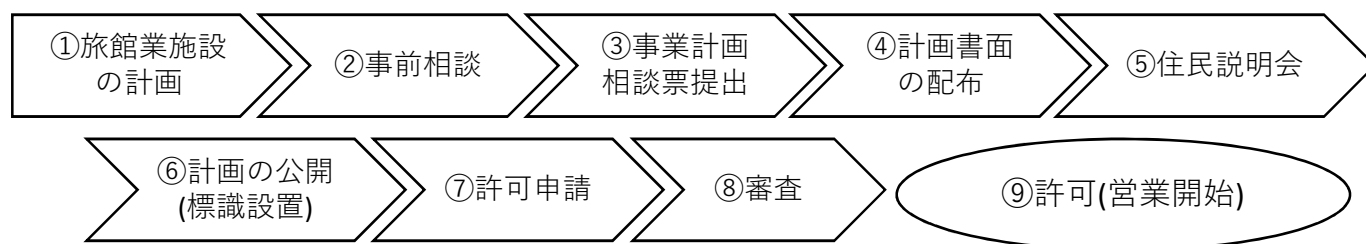


旅館業営業許可取得までの流れ

神戸市では、「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」第10条で許可の申請を行う前に事業計画の周知について定めています。旅館業営業許可を取得するまでの流れは次のとおりです。



①旅館業施設の計画	計画を立てるにあたり以下の点について確認してください。 ・旅館業法に関する基準の確認 ・営業できない地域の確認 ・施設に関する他法令の規制を確認
②事前相談	旅館業施設の計画概要が決まり次第、計画図面を含む施設の概要がわかる資料をご用意いただき環境衛生課へ事前相談をしてください。 来課される場合は、必ず事前（希望日の1週間前まで）に電話予約してください。
③事業計画相談票の提出	計画が明確になりましたら、「事業計画相談票」を提出してください。
④計画書面の配布	周辺地域の住民に施設概要や各種法令の遵守状況等に関する内容及び説明会の開催案内について書面で配布してください。
⑤住民説明会	周辺地域の住民に施設概要や各種法令の遵守状況等を説明してください。また、その結果について、「住民説明会結果報告書」で報告してください。
⑥計画の公開	標識を20日間以上設置し、その結果について、「標識設置状況及び公開結果報告書」で報告してください。
⑦許可申請	旅館業法上の基準に適合していることを確認した上で、旅館業営業許可申請を行ってください。申請後、現地調査を実施します。許可申請から営業許可が下りるまでに、1ヶ月以上かかる場合があるため、ご注意ください。
⑧審査	書類審査及び現地調査を行い、基準への適合状況を確認します。
⑨許可 (営業開始)	審査の結果、基準の適合が確認できれば営業許可書を交付します。

計画書面の配布、住民説明会の開催した場合において、周辺地域の住民から意見・要望を受けたときは、適切かつ迅速に対応をしてください。